

山形市建設工事余裕期間制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業における働き方改革に資する取り組みとして、この市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約において、発注者が示した工期の始期日期限までの間に、受注者が工期の始期日を選択できる契約方式の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 施工時期の平準化を図るため、他の工事に影響を与えずに工期を確保することが可能である工事に適用することができるものとする。

(工期の始期日期限)

第3条 発注者は、当該工事の実工期（工事日数）を算出し、その期間の30%を超えず、かつ、契約予定日から4箇月を超えない範囲内で工期の始期日期限を定めるものとする。

2 発注者は、あらかじめ定めた工期の始期日期限を、入札時等において特記仕様書により明示しなければならない。

3 受注者は、契約日から工期の始期日期限までの期間で任意の日を工期の始期日とすることができる。

(工期)

第4条 受注者が決定した工期の始期日から、発注者が指定する実工期（工事日数）が経過する日までを工期とする。

2 発注者が指定する実工期は、標準工期を確保することを原則とする。

(余裕期間)

第5条 契約日から受注者が決定した工期の始期日の前日までの間を余裕期間とする。

(余裕期間内の取り扱い)

第6条 余裕期間内の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

2 受注者は、余裕期間内に、その責により現場に搬入することなく資材等の準備を行うことができるが、当該現場への資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

3 受注者は、余裕期間内については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐及び現場代理人を配置することを要しない。

(工期の始期日の報告)

第7条 受注者が本制度を活用する場合は、落札者決定日の翌日から契約を締結するまでの間に、「工期の始期日報告書」(別記様式1)を提出し工期の始期日を発注者に報告するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、まちづくり政策部長が別に定める。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(宛先) 山形市長

受注者

工期の始期日報告書

下記のとおり工期の始期日を決めましたので報告します。

記

- 1 工 事 名
- 2 落札決定日
- 3 工期の始期日
- 4 余裕期間

※ 上記工期の始期日における配置予定技術者は、専任で配置されている他の工事がないこと及び本工事が専任配置を求めている場合は本工事に専任で配置することを誓約します。

なお、工期の始期日に上記技術者を配置できないことを理由に当該契約を解除された場合においては、工事請負契約約款の規定に基づく契約解除（違約金）及び山形市工事請負業者指名停止要綱による措置を受けても異議を申し立てず、損害賠償についてもその責めを負うことに同意します。